特集【既存住宅インスペクション・ガイドライン、公表される】

インスペクションの共通認識と、消費者への認知を高める第一歩

2013年6月17日、国土交通省から「既存住宅インスペクション・ ガイドライン」が公開された。日本インスペクターズ協会理事長の長嶋 修も12年12月から、識者や実務者によって構成された検討会に検討 委員として協力。ガイドラインが完成した今、長嶋があらためて、その 目的、意義、役割などについて、策定の中心となった国土交通省住宅局 生産課の伊藤明子課長に伺った。



国土交通省 住宅局住宅生産課 課長 明子ff

1984年に京都大学工学部卒業後、建設省入省。建 設省都市局、住宅局などを経て2001年に内閣官房 都市再生本部事務局。2004年より国土交通省住 字局住字総合整備課などを経て 2010年に現職。

中古住宅流通の促進を狙い、ガイドラインはあえて基礎的な内容に絞り込み

長嶋修日本ホームインスペクターズ協会理事長(以下、長嶋):まず、既存 住宅インスペクション・ガイドライン策定の目的と意義につい て、あらためてお聞かせいただけますか?

伊藤川子国土交通省住宅局住宅生產課課長(以下、伊藤):近年、消費 者の中古住宅に対する抵抗感が低くなってきた気がしてい ます。2006年に発表された住生活基本法で住宅がストッ ク時代に入ったと言及したことですとか、所得の低下傾向 も背景にあるのでしょう。いわゆる"住宅すごろく"は郊外の 新築持家で上がりではなくなっていますし、そこに至るまで もさまざまな変化が考えられます。そういった状況に対応す るためには、やはり中古住宅市場環境を整備して流通を促 進することが大切。残念ながら、購入するに当たって、中古 住宅は得体が知れず、消費者が未だに不安を感じている ことは確かでしょう。

中古住宅は、売り手にとっては住宅という格好で蓄積し てきた資産であり、買い手にとっては同条件の新築よりも安 価に買える不動産で、本当は売買によって双方にメリットが あります。しかし、今はそれが流通に乗らず滞っている状態 ですので、まず、フロー化することに社会的意義があります ね。流通を妨げる様々な障壁を解く手段が必要ですが、そ の中のひとつがインスペクション。つまり、インスペクションの 役目は、流通を促進させ、国民が安心して中古住宅に向き 合えるようにすることです。

しかし、これまで"インスペクション"は様々な場面でいろ いろな職能の人が使っていて、定義があまりにバラバラで した。先に述べた役目を実現するには、まずここでインスペ クションに関わる人たちの共通認識を固めておく必要があ ると考え、ガイドライン策定に踏み切ったわけです。今回の

ガイドラインの目的と意義はそこにあります。インスペクション は基礎的なものから性能向上リフォームを前提にしたもの まで多様ですが、共通認識を形づくりやすく、実践しやすく するためにもっともベースとなる部分をまとめました。

長嶋:では、当ガイドラインのポイントを教えていただけます

伊藤:安心して取引するために必要なことを決めるのはもち ろんですが、普及できるようなものにするということがポイン トです。"日本型"といいますか、日本の商慣行の実態も踏ま えています。中古住宅の売買が成熟した諸外国では、売り 手が情報開示を徹底し、購入は完璧に買い手責任です。 しかし、日本の現状では、売買に関わる短期間で、多大な 金銭的、精神的負担をしてまでインスペクションを依頼する 可能性は薄いでしょう。だからこそ、今回のガイドラインでは インスペクションの普及を第一に考え、一級建築士などの 資格など関わる業種の縛りは厳しくしていませんし、リフォ ームなどの兼業についても想定しています。その代わり、徹 底した情報開示や説明責任を果たすことが求められると いった内容を盛り込んだわけです。ただし、公平性の確保 の観点からは、リフォーム業と兼業するケースでは、情報開 示をしたうえで、無理な勧誘はしないという前提でインスペ クションをするように明示するなど、安心な取引がなされる ことには配慮しています。

長嶋:当協会のルールづくりの際も、やはり同様の配慮を要 しました。その辺の落としどころに、非常に共感します。

伊藤:ガイドラインをまとめる際は、バランス感覚が必要でし た。普及しないと意味がありませんが、その一方で、消費者 に安心感が与えられなくても意味がありませんから。それか ら、もうひとつのポイントは、現状すでに動いている業務など の中で、やめるべきもの、最低限やるものを見極めることだ ったと思います。

長嶋:基礎的な内容なので、市場が成熟したり、プレイヤー が育つ3年から5年後なりには見直しが必要になりますね。

伊藤:今は、このベースをもとにインスペクションのスタートを 切ることが目的ですから、先々には見直しがあっていいと思 います。今後は、このベースがどのような制度とリンクして生 かされて育っていくかが重要ですね。たとえば、検査人が 建築士であって一定の研修を受けるなどの条件を満たし た場合は、既存住宅売買瑕疵保険における現場検査を合 理化するとか、その検査結果を住宅性能表示のベースに 使うといったことなどが考えられるのではないかと思ってい 話につながってもいいかもしれません。

長嶋:私が会長を務めるさくら事務所には瑕疵保険、耐震 診断もメニューにあるので、提携しているインスペクター全 員が建築士の資格保持者です。

伊藤:インスペクションが他の制度とリンクしていくには、新た にリンクされる制度側が必要とする資格などの条件を付与 することにはなると思います。それぞれの制度の持っている 性格上、仕方がないことではありますが、できるだけ連携を とることによって、検査人の学習範囲が無暗に広がってしま う、といったことが起きないよう留意していく必要があると考 えています。

長嶋:国が直接的、間接的に関わるような教育制度は考え ていますか?

伊藤:研修というよりは講習会を実施して、各検査人の実績 に反映していきたい。ただし、これは、瑕疵担保保険等の具 体的な制度との接続がないと成立しにくいでしょう。受講の メリットがわかりにくければ、学習意欲は湧きにくいものです ます。さらに、金融機関のローン付けの根拠にできるというから。講習会は、住宅性能表示や今年度に手掛ける予定 の長期優良住宅リフォームの基準などをからめた展開など も想定されます。こういった教育を通しても、インスペクショ ンのベースを育てていきたいですね。

-般的なインスペクションと既存住宅瑕疵保険向け検査の一体化も

長嶋現在、インスペクションを請け負う会社の多くは、売買時な どの一般的な建物診断と、瑕疵保険向けの建物検査の双方 を行っています。双方の確認項目はほぼ同様にもかかわらず、 一戸の住宅であっても当初の建物診断と保険付保のための 検査は別日ですし、保険法人との契約も別々。売買時の建物 診断と、保険付保の建物検査が1回で終わると、瑕疵保険は 普及するのではないでしょうか。

伊藤:そこはスムーズにつながるようにしたいですね。具体的な 制度設計はこれからつめなくてはいけないですが、うまく連携が とれるようにしたいですね。

長嶋では、現在の仲介の仕組みの中で、消費者がインスペクシ ョンを希望した時に、活用しやすくするにはどうしたらよいでしょ うかっ

伊藤・インスペクションで評価されたもののほうが高く売却できる、 といった状況が必要だと思います。特に売り主側がインスペク ションを活用するケースですね、高く売却できたほうがありがた いわけですから。一方、買い主については、インスペクションの 結果、価値があると分かればローン付けが有利になります。そ のように売買が成立し、価格が上がれば仲介手数料も高くなり ますので、仲介業の方々も受け入れやすくなるでしょう。

長嶋・最近、仲介案件で、国交省が策定したガイドラインがある と説明したところ、それまでインスペクションに反対していた仲 介業者が一転、利用を決めた事例もありました。

伊藤多少公的な雰囲気をまとわせられたという意味でも、ガイド ラインは意義があったということかもしれませんね。

長嶋:最後に、当協会と会員にメッセージをお願いします。

伊藤:このガイドラインが完成する10年以上も前から、会員の 方々がインスペクションに取り組まれてきたことに敬意を表しま す。国交省も今後、これをベースにさらに諸制度の展開を図る 所存ですので、会員の皆さんが今までされてきたことに非常に 近しいとは思いますが、一層のレベルアップをしていただいて 流通促進に結び付くようご協力をお願いします。中古住宅の売 り手、買い手、社会にとって三方よしの世界に近づくはずです。 事業者にとっても、そうですね。一丸となって、目標に向かってい きましょう。

長嶋、本日は、ありがとうございました。

取材・文/介川亜紀